

事業事前評価表

業務主管部門名：社会基盤・平和構築部
課名：都市・地域開発グループ 第二チーム

1. 案件名

国名：モザンビーク国
案件名：ナカラ回廊地域開発戦略実践のための能力開発プロジェクト
英名：Project for Capacity Development for Coordination and Promotion for Implementation of Development Strategies for Nacala Corridor Region

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国におけるナカラ回廊地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け
モザンビーク北部からマラウイ、ザンビアに至るナカラ回廊地域は、内戦等の影響でこれまで開発が遅れてきた地域であるが、テテ州の原料炭、カーボデルガード州ロブマの天然ガス等の天然資源開発、ナンブラ州及びニアッサ州、ザンベジア州における農林業開発、天然の良港であるナカラ港のポテンシャルを基軸とした開発・産業振興が強く期待され、既に民間ベースの投資活動も活発化してきている。

しかしモザンビーク国政府は、同回廊を含む北部地域に対する包括的な開発計画を有しておらず、開発の規範がない大規模な海外からの民間投資事業が、鉱物資源産業を中心として局所的に開発をけん引している状態であった。その結果、産業開発とインフラ開発の連関が確立されないだけでなく、十分な法的規制もないままに無秩序な開発が進み、外国資本による資源、労働力、土地の収奪及び環境破壊が残されるといったリスクも懸念される状況であった。

このため、広大な地域にまたがる公共事業を含む多様なプロジェクトについて、その背景となる地域の現状を踏まえ、相互の連関や影響の有無、更なる開発ポテンシャルやリスクの潜在性、制約要因等を把握することが、同回廊においてより適切な開発を促し、投資促進につながるという認識から、モザンビーク政府は我が国に対し開発計画調査型技術協力の要請を行った。

これを受け、我が国は2012年3月より「ナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェクト」を実施した。同プロジェクトを通じて策定された「ナカラ回廊経済開発戦略(PEDEC-Nacala)」は、モザンビーク北部5州(カーボデルガード州、ニアッサ州、テテ州、ナンブラ州及びザンベジア州北部7郡)を対象とする広範

な地域の 2035 年までの包括的な開発戦略として位置付けられ、モザンビーク国政府の閣議にて、2016 年 11 月に承認された。

モザンビーク国政府は、同ナカラ回廊経済開発戦略の実施機関の設立と強化のために、日本からの継続した支援を必要としたため、日本政府はこれに応じ、2015 年 11 月から専門家チームを派遣し、「ナカラ回廊開発促進支援 (PEDEC-Nacala Promotion)」が 2018 年 2 月まで実施された。この間、PEDEC-Nacala 策定の実施機関であった経済特区開発庁 (GAZEDA) を傘下に置く旧企画開発省が財務省と統合して経済財務省が発足し、続いて 2016 年 12 月には、閣議決定により GAZEDA、投資促進庁 (CPI)、輸出促進機構 (IPEX) が合併し商工省の下部組織として新たに投資輸出促進庁 (APIEX) が設立された。2018 年 1 月、PEDEC-Nacala Promotion の支援の結果、商工大臣は APIEX 内に PEDEC-Nacala 実施促進のための技術ユニット (UTI-PEDEC) を設立すること及び、その UTI-PEDEC が中心となり他機関の調整を行うべくセクター間委員会を設置する商工省令に署名した。現状 UTI-PEDEC の活動は、セクター間委員会の 2 度の開催 (2017 年、2018 年) に止まり、PEDEC-Nacala に対する関係機関の認識の低下や調整機能の欠如が顕在化している。これらに APIEX が単独で取り組むには限界があり、関連するステークホルダーを調整し、戦略を実施していくための UTI-PEDEC の体制整備及び能力開発に関する支援が必要である。

係る状況下、モザンビーク政府より日本政府に対し、ナカラ回廊経済開発戦略の実施促進と関係機関の調整のための能力開発のために、本技術協力プロジェクトの要請がなされた。

(2) ナカラ回廊地域に対する我が国及び JICA 協力量針等と本事業の位置付け

我が国及び JICA は、対モザンビーク国別開発協力量針 (2013 年) での重点分野の一つとして、「回廊開発を含む地域経済活性化」が掲げられており、そこでは開発の遅れが顕著である地方部の地域経済の活性化に取り組む必要性や、地域開発において同国がザンビア、マラウイなどの内陸国にとっての外港を有しているという地理的特性を活かし、港湾から内陸国へと続くインフラ整備といった回廊開発を進めるべく我が国としてこれを積極的に支援する、としており、本事業は同方針に合致する。

(3) 当該セクター／地域における他の援助機関の対応

ナカラ回廊地域全体を扱う地域開発セクターの他ドナーの取り組みは存在しないが個別のセクターやプロジェクトレベルでは多数のプロジェクトが存在する。以下は主要な案件：

・世銀「Integrated Growth Poles Project (P127303)」のコンポーネント「Support for the Nacala Special Economic Zone in the Nacala Corridor」(44 百万 USD)によりナカラ SEZ のインフラ整備が支援されている。

・AfDB「Mueda-Negomane Road Project」(Phase I: 74.9 百万 USD (Loan:71.8 百万 USD、Grant:3.1 百万 USD))により同区間の道路・橋梁整備が支援されている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、1) PEDEC-Nacala の実施を促進し、調整するための技術実施ユニット (UTI-PEDEC) 及び、セクター間委員会の体制が制度的に強化され、2) 実施のための活動を通じて PEDEC-Nacala のための UTI-PEDEC、及びセクター間委員会の調整及び促進能力が向上し、3) 実施を促進するための実現可能な資金調達メカニズムが明らかになり、4) 調整機能強化のための人材育成研修制度が UTI-PEDEC の中に定着することにより、様々なセクターやアクターが統合的な開発戦略の実施のための調整を行い、もって PEDEC-Nacala 実施の統合的な開発に関連する優先プロジェクト及び関連活動の実施が加速され、社会経済的効果発現に寄与することを目的とする。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ナカラ回廊地域（モザンビーク北部5州（カーボデルガード州、ニアッサ州、テテ州、ナンプラ州及びザンベジア州北部7郡））

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

① 直接受益者：

- 投資輸出促進庁（APIEX、職員全体で50名程度）のOJT対象職員
- PEDEC-Nacala のための技術実施ユニット (UTI-PEDEC、現状3名、プロジェクト開始時に10名に増員予定)のOJT対象職員
- セクター間委員会の構成機関（9省、5州）のOJT対象職員

② 最終受益者：

- PEDEC-Nacala の優先プロジェクトの実施機関及び地方政府
- PEDEC-Nacala 及び、その優先プロジェクトの実施により発生する各種（公共）サービスの利用者

(4) 総事業費（日本側）4.5 億円

(5) 事業実施期間 : 2020年5月~2025年5月 (5年間(予定))

(6) 事業実施体制 : 投資促進庁(APIEX)及びPEDEC-Nacalaのための技術実施ユニット(UTI-PEDEC)、セクター間委員会

(7) 投入(インプット)

① 日本側

- 専門家派遣(合計約80M/M)
- 研修員受け入れ: 国別研修2回、延べ30名程度
- 機材供与

② モザンビーク国側

- カウンターパートの配置
- 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

① 我が国の援助活動

- 本事業では、カウンターパート機関の体制構築支援と能力強化を通じてPEDEC-Nacalaの実施促進を図る。これにより、ナカラ回廊地域における、他の我が国の援助活動を促進し、我が国のプロジェクト以外(他ドナー、民間セクター)との相乗効果を高める。
(括弧書きは、PEDEC-Nacalaにおけるプログラム名)
 - ・ナカラ港アクセス道路プロジェクト(ナカラ国際ゲートウェイプログラム)
 - ・ナンプラ・南部道路バイパスプロジェクト(ナンプラ広域成長拠点プログラム)
 - ・理数科教育に焦点をあてた中等教育強化プログラム(人材育成プログラム)

② 他援助機関等の援助活動

世界銀行、アフリカ開発銀行等が既にナカラ回廊地域において、支援プログラムを展開中であり、今後の本事業を推進する中で、個別優先案件に対する資金援助などによる連携の可能性がある。

(9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 : C

② カテゴリ分類の根拠 : 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため。

- 2) 横断的事項 : 特になし
- 3) ジェンダー分類 : 特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標 :

PEDEC-Nacala の優先プロジェクト及び関連活動の実施が加速された結果、社会経済的効果が生まれる。

【指標及び目標値】

プロジェクト終了後 (5 年) に、

- 1) 最優先プロジェクトの内、計画されたプロジェクトの xx%以上が計画に従って開始または実施されている。
- 2) ナカラ回廊地域の関連する SDG 指標(ゴール 1、2、4、6、7、8、9、11、13、15、17)が改善する。

(2) プロジェクト目標 :

PEDEC-Nacala の優先プロジェクトの実施が調整され、促進される。

【指標及び目標値】

プロジェクト終了時(開始より 5 年後)までに、

- 1) UTI-PEDEC が計画し承認された最優先プロジェクトの内、xx 個以上が計画に従って実施(開始)されている。
- 2) UTI-PEDEC が調整機関としての必要な予算と人員体制が整ったことが認められる。

(3) 成果

成果 1) PEDEC-Nacala の実施を促進し調整するための技術実施ユニット、及びセクター間委員会の体制が制度的に設立され強化される。

成果 2) 実施のための活動を通じて PEDEC-Nacala のための UTI-PEDEC、及びセクター間委員会の調整及び促進能力が向上する。

成果 3) PEDEC-Nacala の実施を促進するため、実現可能な資金調達メカ

ニズムが明らかになる。

成果 4) 調整機能強化のための人材育成研修制度がつくられ、UTI-PEDEC
の中に定着する。

(4) 活動

- 1) PEDEC-Nacala の実施を促進し調整するための UTI-PEDEC、及びセクター間委員会の体制が制度的に設立され強化される。
 - 1-1. UTI-PEDEC の体制強化（要員計画を含む）を計画し実施する。
 - 1-2. UTI-PEDEC の運営予算を確保する。
 - 1-3. セクター間委員会を設立し継続的に開催する。
 - 1-4. PEDEC-Nacala 実施に関わる他の調整機関との協働をする。

- 2) 実施のための活動を通じて PEDEC-Nacala のための UTI-PEDEC、及びセクター間委員会の調整及び促進能力が向上する。
 - 2-1. PEDEC-Nacala のレビューと必要に応じてアップデートをする。
 - 2-2. 優先プロジェクトをレビューし選定する。
 - 2-3. F/S（実行可能性調査）を実施及び/または監理する。
 - 2-4. PEDEC-Nacala のプレゼンスを高めるような広報及び促進活動をする。
 - 2-5. 各プロジェクトの進捗と対象地における社会・経済指標を概観するモニタリングを継続的に実施する。

- 3) PEDEC-Nacala の実施を促進するため、実現可能な資金調達メカニズムが明らかになる。
 - 3-1. 開発戦略の実施のための資金調達メカニズムに係る調査を実施する。
 - 3-2. 提案書とともに資金調達の活動を行い資金源を見つける。
 - 3-3. 資金調達メカニズムに係る提案書を作成する。

- 4) 調整機能強化のための人材育成研修制度がつくられ、技術実施ユニットの中に定着する。
 - 4-1. UTI-PEDEC、及びセクター間委員会のメンバーを対象とした研修プログラムを開発する。
 - 4-2. UTI-PEDEC、及びセクター間委員会のメンバーを対象とした研修プログラムを実施する。
 - 4-3. UTI-PEDEC が、PEDEC-Nacala 推進に関わる人材を継続的に育成するための研修制度を確立する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ UTI-PEDEC に 10 名のスタッフが配置される。
- ・ モザンビーク政府におけるナカラ回廊開発に関する優先度が高い。
- ・ APIEX 及び商工省が UTI-PEDEC の組織強化にコミットする。
- ・ PEDEC-Nacala を実行するための資源（財務）が利用可能である。
- ・ セクター間の調整が継続的かつ円滑に機能し続ける。

(2) 外部条件

- ・ ナカラ回廊開発戦略へ政策的・政治的支援が継続する。
- ・ プロジェクトに関する組織における大きな組織改編が起きない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア国の貿易・投資促進セクターの類似案件（貿易手続行政キャパシティ向上プロジェクト）では、貨物の輸出入手続には多くの官公庁が関係するため、輸出入手続を簡素化・合理化しようとする際、省庁間の調整に多くの時間を要することも少なく、①貿易手続合理化に関する相手国の政策的取り組み状況（例：ASEAN シングル・ウインドウ計画など）を確認するとともに、②右取り組みにおいてフォーカルポイントとなる省庁をカウンターパートとすることが必要であるとの教訓が得られた。

本事業では、過去の類似案件と同じく、多くの官公庁が関係し、PEDEC-Nacala の実施促進を図る過程で同様の問題が想定されるため、詳細計画策定調査の段階で、関連する各官公庁の PEDEC-Nacala への関与の仕方や、マンドートを明確に整理した上で、法令上（商工省令）の PEDEC-Nacala の実施促進機関として位置付けられる UTI-PEDEC 及びそれが属する APIEX をプロジェクトのフォーカルポイントとなるカウンターパートとした。

7. 評価結果

本事業は、モザンビーク国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール

事業開始 2 年後	中間評価
事業終了 3 年	事後評価